

関係団体 御中

厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症対策本部物資班

### 医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却に関して、「医療用物資の国備蓄品の売却について」（令和 5 年 2 月 16 日付当班事務連絡）及び「サージカルマスクの国備蓄品の売却について」（令和 5 年 3 月 9 日付当班事務連絡）により、サージカルマスクの国備蓄品の売却を実施しました。加えて、サージカルマスク以外の 4 物資（アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールド）の国備蓄品の売却についても、「医療用物資の国備蓄品の売却について」（令和 5 年 4 月 21 日付当班事務連絡）にてお示したところでした。この中で、アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の国備蓄品については、2 回に振り分けて売却入札を実施する旨を記載していたところ、今般、2 回目の売却入札を下記のとおり実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 売却実施の枠組み

アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の国備蓄品の売却について、一般競争入札により実施する。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料 1 をご参照いただきたい。

アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、前記のとおり今回は 2 回目の売却入札として実施するものである

また、売却入札で売却が決定しなかった製品は、本年 6 月中を目途に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

(1) 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料 2 のカタログに、製品リストは別紙資料 3 で詳細を示しているので、ご参照いただきたい。

(2) 売却単位

別紙資料 3 の製品リストに記載の型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却入札を実施するため、応札・購入も売却単位ごとに実施するもの。

(3) 入札公告及び応札期限等

入札公告：令和 5 年 5 月 17 日

応札期限：令和 5 年 6 月 1 日

※開札、落札者（買受人）決定：令和 5 年 6 月 5 日（予定）

(4) 国からの購入方法

今回、売却に付されたアイソレーションガウン及び非滅菌手袋の国備蓄品を購入する場合、国の売却入札の手續に参加していただく必要がある。応札の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報

([https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei\\_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html))に掲載する入札公告（各物資の売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

(5) 売却製品の納品

売却製品は、アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の全ての製品について国の負担で、売却入札での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、週 1 回、合計 10 回以内の配送を行うことを原則とする。なお、買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とするほか、配送頻度を引き上げるとともに、配送数量を小口化する。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札での開札、落札者（買受人）決定後、概ね 1 ヶ月程度を目途に開始されると見込んでいる。その後、その売却製品を買受人（販売業者等）が医療機関等に販売し、納品することを想定している。